

「ホワイトスペース利用システムの共用方針(案)～地上テレビジョン放送用周波数帯における共用方針～」  
 に対して提出された意見及びホワイトスペース推進会議の考え方  
 【意見募集期間：平成23年12月27日(火)～平成24年1月11日(水)】

番号	提出された意見の概要	意見に対する考え方
1	<p>優先順位の考え方の中で、「いずれのシステムも、地上デジタル放送へ有害な混信を生じさせてはならず、また地上デジタル放送からの有害な混信への保護を求めているとしないし、さらに後日開設される地上デジタル放送についても同様」としたことは、地上デジタル放送の視聴者の保護を最優先させたものであり、賛成である。また、特定ラジオマイクについては、「現行と同水準の継続的利用を確保する必要がある」とし、利用環境の維持を可能な限り図ることが適当」とした点について、移行先での運用に制約を受けないよう配慮されたものであり、賛成である。</p> <p>運用面においては、いずれのホワイトスペース利用システムも地上デジタル放送への混信を与えないよう十分な事前検討が必要であるが、予期しない電波伝搬が発生したり、予定にない運用がなされてしまうことも考えられるので、ホワイトスペース利用システムの周波数の割り当て状況、運用状況等を公開し、地上デジタル放送事業者が把握できるようにすることを望む。また、特定ラジオマイクの周波数移行においては、屋外での使用を考慮すると、地域によっては使用できる周波数が現行と同水準を満足しないことも考えられるので、その場合には、ホワイトスペースに加えて、1.2GHz帯など他の周波数帯の使用も可能となることを望む。</p> <p style="text-align: right;">【朝日放送株式会社】</p>	<p>本共用方針(案)を支持する御意見として承ります。</p> <p>また、頂いた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、地上テレビジョン放送用周波数帯ホワイトスペース以外の周波数帯の割当てにつきましては技術的な検討を踏まえて総務省において検討されるものと考えます。</p>
2	<p>本共用方針(案)が、①「地上テレビジョン放送用周波数帯を利用するいずれのホワイトスペース利用システムも、地上テレビジョン放送へ有害な混信を生じさせてはならず、また地上テレビジョン放送からの有害な混信への保護を求めているとしない」ことを前提としたうえで、②「ホワイトスペースを利用するシステムは、地上テレビジョン放送との干渉検討を行い、混信防止措置を執ることが必要」と提言したことは、いずれも極めて妥当なものと考えます。こうした干渉検討は、一次業務である地上テレビジョン放送の視聴者をしっかりと保護し、安定した放送ネットワークを維持するために極めて重要なものと認識しております。</p> <p>こうした干渉検討を含む技術面の検討、ならびに運用面での検討を実施するに当たっては、放送事業者の技術的知見や経験を十分に踏まえて、結論を得ていくことが肝要と考えます。</p> <p>また、上述の提言の範囲内において、特定ラジオマイクをとりまく事情に一定程度配慮したことも適切だと考えます。特定ラジオマイクの周波数移行を検討する際には、屋外中継や移動中継を含む放送番組制作に支障をきたさないようにするため、本共用方針(案)にある「ホワイトスペースに加えて1.2GHz帯等の他の周波数帯での利用を含めて現帯域での利用と同水準の利用環境が確保されるよう更なる検討が必要」との提言に沿った措置(注)が前提になるものと考えます。</p> <p>(注)情報通信審議会・情報通信技術分科会「携帯電話等高度化委員会」における700MHz帯の各システム間の干渉検討結果では、携帯電話端末と特定ラジオマイクの最小ガードバンドは4MHzとされているため、これを踏まえた割当てをあわせて前提にすべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【社団法人日本民間放送連盟】</p>	<p>本共用方針(案)を支持する御意見として承ります。</p> <p>また、頂いた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、地上テレビジョン放送用周波数帯ホワイトスペース以外の周波数帯の割当てにつきましては技術的な検討を踏まえて総務省において検討されるものと考えます。</p>
3	<p>本共用方針(案)が、地上テレビジョン放送が最も優先されるシステムであることを前提とし、その他のシステムが混信防止措置を執ることが必要と提言したことについては妥当なものと考えます。</p> <p>また、厳しい共用技術基準は、地上テレビジョン放送の視聴者をしっかりと保護し、安定した放送ネットワークを維持するために極めて重要なものと認識しております。</p> <p>一方で、弊社ではすでにエリアワンセグ放送による情報提供サービスを継続的に実施しております。具体的には、総務省『平成21年度ユビキタスタウン構想推進事業』として認定された『平和記念公園およびその周辺地域におけるモバイル情報サービス』の一部として、ワンセグを利用した情報サービスを広島市より受託しており、平成25年度までの継続事業となっています。</p> <p>この事業では、平成22年より継続的に情報提供を行っており、観光・平和教育の面で高い評価もいただいております。</p> <p>このように、すでに実験局として許可を受け、継続的に電波を放射し、混信等の問題も発生していない案件については、ホワイトスペース共用技術基準に対応するための経過処置が必要と考えます。</p> <p>また、地上テレビジョン放送に影響を与えていないことを前提にし、現状のサービスエリアが縮小しないよう、ご配慮をいただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社中国放送】</p>	<p>本共用方針(案)を支持する御意見として承ります。</p> <p>また、頂いた御意見につきましては総務省の免許・運用で配慮される事項と考えます。</p> <p>なお、ホワイトスペース利用システムが共用を実現するために運用調整を行う場合の具体的な方法につきましては、今後設置される「ホワイトスペース利用作業班(仮称)」において検討する予定です。</p>

<p>4</p>	<p>&lt;補償問題&gt;  1. A型、B型ワイヤレスマイク  当劇場は昨年10月に改修工事が終わったばかりで、特定ラジオマイクを含むワイヤレスマイクは全部で42波ある。(ハンドマイクとピンマイクを含めると84台)それを4ホールと移動型とに分けている。大ホール10波、小ホール10波、音楽ホール6波、映像ホール6波、移動型10波であり、最大1ホールで20波使用を前提にチャンネルプランを考えている。その内容は、基本的にはB帯のワイヤレスマイクを主体にして足りない波数をA帯で賄っている。補償問題がハッキリ打ち出されていないが、A型ワイヤレスマイクだけに補償が適用されると、我々の劇場はA帯で10波(20台)のみとなり、実際に運用している本数は42波(84台)のため、その差額分B帯の32波(64台)は補償されないのだろうか？  改修工事が済んでから、まだ3ヶ月(2012年1月現在)しか経っていないため予算要求もできず大変困惑している。このままでは公演に支障を来してしまう。</p> <p>2. 携帯電話抑止装置  当劇場は公演中の携帯電話の使用に対する抑止装置(携帯電話抑止)があり、4ホール中3ホールで使用している。しかし、特定ラジオマイクが周波数移行をした場合は、その空いた周波数に携帯電話の周波数が移行するため、現在の機器では対応できなくなり、全ての抑止装置を交換しなければならない。この費用はどこが対応してくれるのだろうか？</p> <p>&lt;地域問題&gt;  劇場の性格上、使用する地域周波数を割り当てられても全国を移動するわけではないので問題はないが、外部音響スタッフがツアー等で来館する場合は、その地域に合わせた周波数に調整する必要があり、それが劇場のモノと混信を起こす危険があるようであれば、それは回避しなければならない。そのためには、現行使用できるチャンネル数(102波)が全ての地域で使用できなければならない。</p> <p>&lt;1.2GHz帯への移行の場合&gt;  ・1.2GHz帯へ移行の場合はその周波数の特性から電波の回折は期待できず、ボディバックにて役者の体への装着をした場合、舞台装置裏等に行った場合など受信しにくくなる。  ・そのため出力を上げるような措置をした場合、電池の持ちが厳しくなると、公演で使用する時間をクリアできなくなる。(準備時間を含めると5～6時間は必要)</p> <p>&lt;ホワイトスペースの場合&gt;  ・余り偏倚がないため使用感は変わらないはずだが、地域ワセグとの共存の問題が発生してくる。</p> <p style="text-align: center;">【公益財団法人 埼玉県芸術文化振興財団 彩の国さいたま芸術劇場】</p>	<p>本共用方針(案)は、ホワイトスペースを共用するための方向性をまとめたものであり、個別システムの補償問題等に関する御意見につきましては意見募集の対象外です。  なお、地上テレビジョン放送用周波数帯ホワイトスペース以外の周波数帯の割当てにつきましては技術的な検討を踏まえて総務省において検討されるものと考えます。</p>
<p>5</p>	<p>地上テレビジョン放送に対して干渉がないためI/Nが-10dBを上回らないこととしているが、放送システム委員会からのホワイトスペースを活用した放送型システムに関する技術的条件では、地上テレビジョン放送もっとも弱い場合を想定してスペクトラムマスクを規定し厳しい値を求めている。今回の共用方針により強電界地域であれば先の報告案よりも規制を緩和してホワイトスペースとしての活用を促進するものであることを期待する。  また地上テレビジョン放送を優先するあまりラジオマイクやセンサーネットワークに対しても、同様な過剰となり得るような技術的条件が課せられ、ホワイトスペースの活用が難しくなることが無いものと信じている。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>個別システムにおける地上テレビジョン放送との共用条件につきましては、情報通信審議会等により検討されるものと考えます。</p>
<p>6</p>	<p>○放送への影響の回避  ホワイトスペース利用システムの共用方針(案)(以下 共用方針(案))に示された利用システムがUHFテレビジョン放送用周波数帯を共用する際には、現在および将来にわたって、1次業務である放送への混信等の影響を与えないことが必須条件と考えます。そのため、ホワイトスペース利用システムについては、・混信保護条件を厳守すること、・免許制度のもと厳格な運用がなされること、・2次業務として割り当てること、が電波法関係審査基準、周波数割当計画など電波法関連法規に明記されることを求めます。  また、イノベーションにより将来新たな放送を実施する可能性に対し、ホワイトスペース利用システムがその阻害要因とならないことを求めます。</p> <p>○特定ラジオマイクの優位性確保と使用場所の限定  共用方針(案)に示された利用システムの一つである特定ラジオマイクは、他の周波数帯からの移行であるため、新たに開始する他の利用システムより優位な立場であることが必要と考えます。そのため周波数割当計画では、特定ラジオマイクを「優位の2次業務」として割り当てることを求めます。  また、共用方針(案)では、ホワイトスペース利用システムは運用の調整を行うこととされていますが、屋外で移動をしながら利用する特定ラジオマイクのようなシステムは、現実的には運用調整が著しく困難と考えます。したがって、特定ラジオマイクがホワイトスペースを利用する場合は、スタジオやホールのような閉空間などあらかじめ放送への混信等の影響がないことが確認されている場所の利用に限ることとし、「使用場所特定」の免許もしくは登録制として管理・運用されることを求めます。</p> <p>○特定ラジオマイクへの他の周波数帯割り当て  特定ラジオマイクが移動や屋外などで利用できるようにするためには、ホワイトスペース以外の周波数の割り当てが必要です。その周波数として、以下の二つの周波数帯が割り当てられることを求めます。  ①総務省の周波数再編アクションプラン(平成23年9月)に示されている1.2GHz帯  ②地上デジタル放送の周波数の上側の710MHz～714MHz(12月27日に意見の募集が開始された総務省情報通信審議会の携帯電話等高度化委員会報告(案)によれば、特定ラジオマイクと携帯電話上りとのガードバンドは4MHzが適当とされており、これによれば特定ラジオマイクが710MHz～714MHzで利用することは可能)</p> <p>○意見募集の期間について  今回の意見募集は年末年始をはさんでのきわめて短期間での募集でした。今後の周波数割当計画等の策定に当たっては、周波数移行の対象とされている放送事業者が十分に検討した上で意見を述べるができるよう、必要な検討材料の提供と十分な検討期間の確保を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【日本放送協会】</p>	<p>本共用方針(案)を支持する御意見として承ります。  運用調整の方法につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。  また、特定ラジオマイクの優位性確保に関するご意見につきましては、総務省における周波数割当計画変更の際の参考意見として扱われるものと考えます。  地上テレビジョン放送用周波数帯ホワイトスペース以外の周波数帯の割当てにつきましては技術的な検討を踏まえて総務省において検討されるものと考えます。  今後の周波数割当計画の変更に当たっては、総務省において変更案について十分な意見募集期間を確保するなど所要の手続きを経た上で変更されることが望ましいと考えます。</p>

7	<p>子ども舞台公演、コンサート、イベント会場および放送・映画関係等で使用される特定ラジオマイク(A型ラジオマイク、A型ワイヤレスマイクとも言われており、全国で2万本以上の利用がされている)の利用者は、移行諸条件(補償、技術課題、さらにそのクリアがされたとして、現在と同等以上の運用が可能アナログワイヤレスマイクの製品が実際に市場に供給されることの確実性)が不明のまま移行を前提とした移行先についての議論が先行している状況について憂慮しております。</p> <p>しかし、特定ラジオマイクのホワイトスペースへ移行する場合のルールづくりに関しては、ラジオマイクの利用が活性化し、文化芸術の発展が期待され、利便性の向上がさらに図られる方向で、帯域移行を強いられるユーザーの立場を十分に配慮いただき、下記の最低限の条件を満たすことを要望いたします。</p> <p>なお、現在進行中の周波数帯域の検討に関し、まず移行先で、現在と同等以上の運用が可能になるのかの技術的検討が前提であるとの共通の理解のもとつき、「特定ラジオマイクの周波数移行に係わる技術的条件に関する調査検討会・作業部会」にも我々の所属団体からのメンバーも参加し、その調査検討に協力しております現状にも十分考慮されるべきであることを申し添えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 特定ラジオマイクは、地デジ放送帯470-710メガヘルツ間においては、全国いずれのエリアも運用可能であること。</li> <li>2. 特定ラジオマイクは、地デジ放送波を除く他の無線局よりも優先的に、ホワイトスペースの高い周波数側から、特定ラジオマイク72チャンネルの同一場所・同時運用が確保されること。</li> <li>3. 特定ラジオマイクの当該72チャンネルは、同一の機器にてカバーが可能となる環境が整うこと。</li> <li>4. 以上の条件を満たすため放送波との調整が必要な場合は特定ラジオマイクの文化的な役割を十分に配慮した処置が行われること。</li> </ol> <p style="text-align: center;">【社団法人日本演劇興行協会】</p>	<p>特定ラジオマイクの具体的な技術的条件や共用条件は、今後、情報通信審議会等において検討されるものと考えます。</p> <p>また、共用を実現するために運用調整を行う場合のその具体的な方法につきましては、今後設置される「ホワイトスペース利用作業班(仮称)」において検討する予定です。</p>
8	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ホワイトスペース(WS)における共用方針(案)の中での、WS利用システムの割り当て優先順位の考え方(7P、12P)に賛成します。(優先順位①地上TV、②特定ラジオマイク③その他WS利用システム)</li> <li>2. 運用調整機関の設置案(16P)は基本的に賛成します。しかしエリア型放送システムの利用開始(2012年4月)と、ラジオマイクの周波数移行時期(2012年夏制度整備後～2015年)の運用開始時期のずれを調整する公的執行(免許付与の対応措置=17P)は、「ホワイトスペース推進会議」と「特定ラジオマイクの周波数移行にかかわる技術的条件に関する調査検討会」の監視のもとに行われる必要があると思われます。必然的に、エリア別放送システムは、移行業種である特定ラジオマイクのチャンネルプラン(ホワイトスペース&lt;470～710MHz&gt;の高い周波数から、ガードバンドを含まず現在認められている72CH分)の周波数帯域を考えながら認可を始め、エリア別放送システム等の先願性を優先にすべきではないと思えます。</li> <li>3. ホワイトスペース(WS)における特定ラジオマイク(イヤーマニターを含む)の電波料金体系について 特定ラジオマイクの技術条件(各地域別周波数の選定、送信出力、同一機種周波数切り替え範囲)と電波料の関係は、現在の料金体系と比較しユーザーに不利にならない方針を出すべきと考えます。(移行費用に加算するのは、本末転倒である)</li> <li>4 ラジオマイクの具体的な利用事例、スケジュール(17P、20P) 海外でのラジオマイクの状況もWSを使用し、周波数帯も400 MHz～800 MHz周辺に設定されてきている。メーカーサイドの開発費用の削減による機材コストの減少、ミュージカル、コンサートの海外公演との音響プランのスタンダード化が図れることが、WS帯の周波数を使用する最大メリットと思われる。しかし、平成25年(2013年)制度整備が出来ても、実際の移行は下記の様になると思われます。現在、(株)エス・シー・アライアンスは、315チャンネルのラジオマイク(無線局)を使用しており、その移行は時期と期間と費用処理が問題です。長期にわたるフィールドテストの結果採用できた現システムを、短期間で新システムに移行するのは危険です。早く2012年秋に試験機導入、2013年フィールドテスト、2014年本格移行という予定にならざるを得ません。2014年、2015年は従来の770 MHz～806 MHz と共用しながらメーカーとやり取りと言う状況も予想されます。移行期間3年の間にデジタル機器のレイテンシー(遅延)も短くなるかもしれません。2015年という移行終了時期に関して、以前総務省の配布資料に「共有可能な場合は、その範囲において携帯電話システムの早期利用の実現を図る」とあるが、前述のように移行に時間がかかるので、移行先の候補であるホワイトスペース利用者にも事情を徹底して告知してほしいと思います。又2015年より前に携帯電話がユーザーの同意なしに、走り始めるということが無いように確認をしたいと思えます。</li> </ol> <p style="text-align: center;">【株式会社エス・シー・アライアンス】</p>	<p>本共用方針(案)を支持する御意見として承ります。</p> <p>特定ラジオマイクの具体的な技術的条件や共用条件は、今後、情報通信審議会等において検討されるものと考えます。</p> <p>また、共用を実現するために運用調整を行う場合のその具体的な方法につきましては、今後設置される「ホワイトスペース利用作業班(仮称)」において検討する予定です。</p> <p>なお、電波利用料や移行スケジュールに関する御意見につきましては、本件意見募集の対象外のため、参考とさせていただきます。</p>
9	<p>「ホワイトスペース利用システムの共用方針(案)」に関して、現行の特定ラジオマイクの運用が現帯域での運用と同水準の利用環境を確保する形での周波数移行が検討されていることを評価します。</p> <p>地上テレビジョン放送への相互の影響を考慮すると、地域により利用可能なホワイトスペースの帯域が異なることとなりますが、現行の運用と同水準の利用環境を確保するには「参考資料(4) 海外事例について」の米国や英国のように国内のいずれの地域でも利用可能な特定ラジオマイク専用のチャンネルが確保されることを切望します。それが不可能な場合、利用可能な周波数を明記したエリアマップが必要となり、地域ごとでその運用調整を行うシステムが必要となります。さらに、報道中継やENG取材といった緊急性が問われる状況において、運用調整を行う組織や方法の検討も必要です。</p> <p>また、災害時に緊急用としてホワイトスペースを利用したインフラを構築する場合、ラジオマイクとの棲み分けが可能であるか検討課題といえます。</p> <p>ホワイトスペースに加え、1.2GHz帯への周波数移行も検討されておりますが、いずれの周波数帯に移行しても技術的要件や運用範囲が現行のシステムと同等以上に保証されることは当然と考えます。さらに実運用に入ってから、想定されなかった事象が発生することも考えられるため、柔軟性を持たせた方針(案)が策定されることを希望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社毎日放送】</p>	<p>本共用方針(案)を支持する御意見として承ります。</p> <p>また、ホワイトスペース利用の共用を実現するために運用調整を行う場合のその具体的な方法につきましては、今後設置される「ホワイトスペース利用作業班(仮称)」において検討する予定です。</p> <p>なお、地上テレビジョン放送用周波数帯ホワイトスペース以外の周波数帯の割当てにつきましては技術的な検討を踏まえて総務省において検討されるものと考えます。</p>

<p>10</p>	<p>当協会には特定ラジオマイクを舞台及びイベント等で利用するユーザーが数多く入会しています。特定ラジオマイクの使用周波数帯を、携帯電話の利用拡大のため半ば強制的に移行するという「周波数再編アクションプラン」は、私も特定ラジオマイクのユーザーにとって多大なリスクを背負うことにつながっています。周波数移行後の新システムにおける技術仕様の確定や交換・設置に関する補償等のルール作りの他に、安全で効率的な運用を実現するために、現場での緻密な調整と機器開発メーカーへのフィードバックを繰り返し行い、様々な現場での検証を繰り返すことが重要になるでしょう。これはラジオマイクが現行の800MHz帯に移行するまでに私どもが経験したことであり、この間に注がれた労力は並大抵のものではありませんでした。このように技術基準や制度整備・移行計画が固まった後に、ユーザーにとって大きなリスクを伴う移行作業や運用調整が必要になる点を充分考慮した、特定ラジオマイクユーザーにとって有意義な制度になることを望みます。</p> <p>本共用方針(案)では、P-7やP-12「共用のための方策」において、特定ラジオマイクが他周波数帯からの移行であるから、他のホワイトスペース利用システムより優先的に取り扱ふと記載されている点は評価します。しかし、P-2「検討の前提条件」によれば、固定周波数帯での運用が予想されるエリア放送型システムが今年4月からの先行運用となるため、この方針案の中により明確な規定を設け、優先順位が遵守されることを強く要望します。また、移行後のアナログ方式とデジタル方式の最大空中線電力の統一や運用調整のあり方など、更なる検討に際し、特定ラジオマイクユーザーの一体として参加協力をして行きたいと思っています。</p> <p>特定ラジオマイクがホワイトスペースに移行する場合の要望書</p> <p>1) 特定ラジオマイクは、全国すべてのエリアにおいて、470～710MHz間のホワイトスペースでの運用を可能にすること。</p> <p>2) 地上テレビジョン放送を除く他のホワイトスペース利用システムより優先的に、現行の770MHz～806MHzに近い、ホワイトスペースの高い周波数側から、72チャンネルの同一場所・同時運用が確保されること。これに伴い、先行運用が予定されているエリア放送型システムについては、できる限り低い周波数側からの運用とすること。</p> <p>3) 遅延の無いアナログ方式のイヤモニを含む特定ラジオマイクで安定した通信を実現するため、アナログ方式の空中線電力をデジタル方式と同等の最大50mWにすること。</p> <p>4) 特定ラジオマイクの72チャンネルは、同一機器にてカバーが可能な環境が整うこと。</p> <p style="text-align: right;">【日本舞台音響家協会】</p>	<p>本共用方針(案)を支持する御意見として承ります。</p> <p>なお、特定ラジオマイクの具体的な技術的条件や共用条件は、今後、情報通信審議会等において検討されるものと考えます。</p> <p>また、共用を実現するために運用調整を行う場合のその具体的な方法につきましては、今後設置される「ホワイトスペース利用作業班(仮称)」において検討する予定です。</p>
<p>11</p>	<p>1. 本共用方針案では、「地上テレビジョン放送用周波数帯を利用するいずれのホワイトスペース利用システムも、地上テレビジョン放送へ有害な混信を生じさせてはならず、また地上テレビジョン放送からの有害な混信への保護を求めてはならない」を前提とする方針を示したが、これを実効的に担保させることが重要である。</p> <p>2. ラジオマイクについて、本共用方針案では「全国数地点での実験電波による調査等を行っている段階ではあるものの、机上における検討や潜在電界の実測調査等(参考資料(5))を踏まえれば日本においてもホワイトスペースで技術的に利用は可能であると考えられる。」としており、利用についての検討および結論は途中段階と理解する。</p> <p>今後、伝搬調査や実験など技術試験事務において十分な技術的検証を行ったうえで、利用の可否を判断すべきである。</p> <p>3. 本方針の具体化に向けた検討事項において、「移動しながら運用するような利用形態においても、混信防止を担保するための技術的な方策があるかどうかの検討」が示されているが、基本的にラジオマイクの運用は移動しながらの運用が主であり、これを前提として検討すべきである。</p> <p>4. 本共用検討案の中で「ホワイトスペースに加えて1.2GHz帯等の他の周波数帯での利用を含めて現帯域での利用と同水準の利用環境が確保されるよう更なる検討が必要である」としているように、現段階ではホワイトスペースにおいて、全国或いは各地域でどの程度利用可能チャンネルがあるかが明確になっていない。</p> <p>その状況で、ラジオマイクを様々な地域で運用する場合や移動しながら運用する場合において、地域・エリアによってチャンネルを変更、時には大幅に周波数の異なるチャンネルに変更する場合は装置を交換しなければならず、このような運用は実効性がない。</p> <p>以上より、ホワイトスペース周波数帯のみでは現行と同水準のラジオマイクの運用を確保できない。</p> <p>従って、ラジオマイクの利用可能周波数帯は、ホワイトスペースに加えて、1.2GHz帯、および情報通信審議会・情報通信技術分科会「携帯電話等高度化委員会」にて検討されたLTEと地上デジタル放送およびラジオマイクとのガードバンドにおける、LTEと地上デジタル放送とのガードバンド8MHzの中の4MHz、などについてもラジオマイクに必要な帯域として検討に加えることを要望する。</p> <p>5. 共用のために必要となる運用調整の仕組みについては、本共用方針案で骨子を示し、今後「ホワイトスペース利用作業班(仮称)」にて検討を行うという提案がなされている。</p> <p>ホワイトスペースは(現行のFPUとラジオマイクの2つのシステムでの運用調整を超え)様々なシステムや利用者間での運用調整が必要とされる。</p> <p>従って、今後地上デジタル放送に対して干渉がなくホワイトスペースを利用していくことにおいては、技術的知見が高くかつ各システム間に対する高い統括能力と権限のある調整機関が必要と考える。</p> <p>さらに、運用調整を迅速に行うために、チャンネルスペースマップや利用データベースを用意することが重要である。</p> <p>6. 本共用検討方針では、ホワイトスペースを利用するシステムとして、「エリア放送型システム」、「特定ラジオマイク」、「センサーネットワーク」、「災害向け通信システム」および、このほか「無線ブロードバンドシステム」等を挙げている。現行では免許制度のもとで運用調整をおこなう、という想定で利用(共用)方針を示していると理解している。今後も地上デジタル放送に対して干渉がなくホワイトスペースを利用していくことにおいては、免許制度で管理できるシステムのみでの利用であるべきと考える。</p> <p>7. ホワイトスペースの利用においては、TV用ブースターに影響を与える事があるため、このTVブースターへの影響および対策について十分に検討すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【日本テレビ放送網株式会社】</p>	<p>本共用方針(案)を支持する御意見として承ります。</p> <p>なお、特定ラジオマイクの具体的な技術的条件や共用条件は、今後、情報通信審議会等において検討されるものと考えます。</p> <p>また、共用を実現するために運用調整を行う場合のその具体的な方法につきましては、今後設置される「ホワイトスペース利用作業班(仮称)」において検討する予定です。</p> <p>地上テレビジョン放送用周波数帯ホワイトスペース以外の周波数帯の割当てにつきましては技術的な検討を踏まえて総務省において検討されるものと考えます。</p> <p>現行では混信防止を担保するために免許制度の下での運用が考えられますが、将来的には、混信防止を担保するために新たな技術的な方策が確認できた場合に制度面での対応の検討が必要と考えます。</p>

12	<p>本方針(案)が「ホワイトスペースを利用するいずれのシステムも地上デジタル放送へ有害な混信を生じさせてはならず、また地上デジタル放送からの有害な混信への保護を求めてはならない」ことを踏まえ、その割り当て上の優先順位を1.地上デジタル放送、2.特定ラジオマイク、3.エリア放送型システム、センサーネットワーク、災害向け通信システム等のホワイトスペース利用システムとしたことは妥当なものと考えている。</p> <p>ただし、特定ラジオマイクのホワイトスペース適用に関する混信条件を含めた技術的検討は十分ではなく、今後1.2GHz帯域の利用も含めた総合的な検討の推進が望まれる。特定ラジオマイクは日々の報道番組等番組制作には不可欠なシステムであり、屋内のみならず屋外での広範囲な移動中継にも使用している。そのため、ホワイトスペース帯域や1.2GHz帯域での運用だけでは、地上デジタル放送やBS放送IF周波数との干渉等が起き、一般視聴者の不利益となることが懸念される。特定ラジオマイク専用の新たな周波数帯の割り当てにも期待したい。</p> <p>更に、優先順位の考え方をベースに、ホワイトスペースを利用するシステムは、その共用のための運用調整の仕組みが極めて重要だと思われる。これらの課題を今後検討する「ホワイトスペース利用作業班(仮称)」の活動にも期待する。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社TBSテレビ】</p>	<p>本共用方針(案)を支持する御意見として承ります。</p> <p>なお、地上テレビジョン放送用周波数帯ホワイトスペース以外の周波数帯の割当てにつきましては技術的な検討を踏まえて総務省において検討されるものと考えます。</p>
13	<p>地上テレビジョン放送用周波数帯におけるホワイトスペース利用システムの共用方針(案)について賛成です。</p> <p>ホワイトスペース活用については「新たな電波の活用ビジョンに関する検討チーム」報告書(H22.8)においても、既存事業者への配慮から2次的な利用とする方針が示されている。また、「諸外国における制度化の動向を見ても、すべての国において、2次的な利用、あるいは、非干渉・非保護の原則の下でホワイトスペースの利用を認めているところである。…」など、地上テレビジョン放送への混信防止措置をとることが必要との提言は適当と考えます。</p> <p>特定ラジオマイクについては「周波数再編アクションプラン」(H23.9)に示された周波数移行検討に配慮いただいたもの、移動を伴うなどのシステムであり、周波数移行先候補の1.2GHz帯のほか、地上テレビ放送システムと700MHz帯における携帯電話システムとのガードバンド(情報通信技術分科会携帯電話など高度化委員会にて検討中)などの追加検討を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本共用方針(案)を支持する御意見として承ります。</p> <p>なお、地上テレビジョン放送用周波数帯ホワイトスペース以外の周波数帯の割当てにつきましては技術的な検討を踏まえて総務省において検討されるものと考えます。</p>
14	<p>弊社は、プロ音響用の機器を輸入販売している商社です。</p> <p>特にラジオマイクとイヤーマニターの運用をサポートする業務を長年行って来た経験を持つ技術者集団として、特定ラジオマイクの周波数移行について、より具体的な提案を致します。</p> <p>特定ラジオマイクについて</p> <p>使用周波数帯域について</p> <p>特定ラジオマイクの使用周波数は、各地点における潜在電界調査の結果から、ラジオマイク用として、地上デジタル放送の46チャンネルから51チャンネルとイヤーマニター用として地上デジタル放送の43チャンネルと44チャンネルが適当と考えます。</p> <p>また、ラジオマイクとイヤーマニターの互いの影響を避けるため、45チャンネルに、52チャンネルと42チャンネルは、他の通信との影響を避けるために、ガードバンドを設ける事が必要と考えます。</p> <p>この周波数帯を選定した理由は、主要都市ではテレビ放送に使用されていない事です。</p> <p>多くの地域において共通した周波数帯を使用できる事の下記の様なメリットを享受出来る必要があると考えます。</p> <p>大多数の大都市では多チャンネルの運用が必要な大きなイベント等が多数行われます。この時、多くのワイヤレスマイクシステムが必要となり、機材の効率的な運用を行う為にも多くの地域で共通して使用できる周波数帯が必要と考えます。</p> <p>別途、沖縄の様に、この周波数帯が、テレビ放送で使用されている場合、地域特例として地上デジタル放送で未使用のチャンネルを使用許可する方法をとるのが適当と考えます。</p> <p>使用するチャンネル数について</p> <p>現行のラジオマイク使用可能チャンネル数でも大きなイベントではワイヤレスマイクとイヤーマニターを同時使用するとチャンネル数が不足する現状があります。</p> <p>アナログとデジタルの混在した運用や今後1チャンネルあたりの占有周波数帯幅が広いデジタルワイヤレス機器の出現が予想される為、現在の使用可能チャンネル数を維持する為にも上記の周波数帯域を使用する事が適当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本テックトラスト株式会社】</p>	<p>特定ラジオマイクの具体的な技術的条件や共用条件は、今後、情報通信審議会等において検討されるものと考えます。</p> <p>また、共用を実現するために運用調整を行う場合のその具体的な方法につきましては、今後設置される「ホワイトスペース利用作業班(仮称)」において検討する予定です。</p> <p>なお、地上テレビジョン放送用周波数帯ホワイトスペース以外の周波数帯の割当てにつきましては技術的な検討を踏まえて総務省において検討されるものと考えます。</p>

15	<p>特定ラジオマイクは全て免許状が必要で全国2万本が全国津々浦々、日々運用されており、その活躍なくして、日本の音声文化芸術は成り立たない状況下にあります。この特定ラジオマイクは20余年前、当時の郵政省のご指導をいただき、放送事業者のご理解とご協力によりFPUの周波数帯域の共用波として、放送事業者のFPUに妨害を与えないとの証左に音響用の特定ラジオマイクを運用する者は全て特定ラジオマイク利用者連盟(以下、特ラ連と略す)に加入して各放送局と運用協定を結び、放送局のFPUや屋外で使用する特定ラジオマイクと特ラ連会員が使用する特定ラジオマイクとの混信・障害を未然に防ぐため特ラ連が調整機能を発揮し、限られた周波数資源を有効活用して現在に至っております。今回携帯電話事業者などの要請により、現行の周波数帯から特ラ連が希望するのではなく、地デジホワイトスペースに移行させられる事になりました。</p> <p>提示された、「地上テレビジョン放送用周波数帯における共用方針」について、基本的に異議を申し立てることはありませんが、何点か意見を申し上げさせていただきます。</p> <p>1. 特定ラジオマイクの移行      今回の地デジホワイトスペースを共用して周波数を有効活用する新規の提案と特定ラジオマイクの周波数帯の移行では全く性格を異にしており、20有余年来800MHz帯での周波数の有効活用を率先垂範し業績を残し、音声を通して芸術文化に貢献してきていることで、特定ラジオマイクの優先順位は地デジに次ぐ2位となっている事は当然としつつも評価するところです。今後ともこの実績とその必要性に鑑み業務遂行に必要な周波数帯域にも、更なるご理解とご協力を頂きたいと思っております。</p> <p>2. ラジオマイクの側からの共用条件      「特定ラジオマイクの周波数移行に関する技術的条件に関する調査検討会」でこの半年かけて、問題点などの検討をしている段階で、あと、1年かけて報告書が出来る状況かと思っています。この間、無用の混乱が現場で起きないように、体制の整備に手を打って欲しいと思います。</p> <p>3. 今後について      特定ラジオマイクを20余年来問題無く運用出来てきたのは、当時の郵政省のご指導により混信・障害を未然に防止する組織と運用者それに放送局のご理解とご協力があったことだと思っています。この環境条件を維持して行くには、早い時点で関係者が集まり混信・障害を未然防止するため、各種関係する全てのデータを収集し知恵を結集しシステム化して過渡期から調整機関の組織化を確立し、間違いのない対応をして国内外から音声における芸術文化の後進性を問われることのないようにしたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">【特定ラジオマイク利用者連盟】</p>	<p>本共用方針(案)を支持する御意見として承ります。</p> <p>また、共用を実現するために運用調整を行う場合のその具体的な方法につきましては、今後設置される「ホワイトスペース利用作業班(仮称)」において検討する予定です。</p>
16	<p>東宝株式会社は80年以上に亘り、演劇やミュージカルなど様々な演目を在京の直営2館に加えて全国各地においてツアー公演し、我が国の文化芸術の発展に貢献していると自負しております。特定ラジオマイクは、演劇やミュージカル公演の上演に欠くことのない重要な機器として、下記の運用環境で、特定ラジオマイク利用者連盟の運用調整の下、20数年に亘り問題なく運用して参りました。</p> <p>1. 全国共通周波数帯(770~806メガヘルツ)で運用が可能      2. 全国共通チャンネルプラン設定で運用が可能      3. 全国同一機器で運用が可能</p> <p>総務省の指導による「周波数再編アクションプラン(平成23年9月改定)(案)」が実現した場合、周波数移行を強いられる特定ラジオマイクユーザーとして、現行の特定ラジオマイク環境と同等以上の条件を満たす為、ユーザーの立場を考慮した下記の条件が必要最低条件と考えます。</p> <p>1. 特定ラジオマイクは、地デジ放送帯470~710メガヘルツ間において、全国いずれのエリアに於いても運用可能であること。      2. 特定ラジオマイクは、地上デジタル放送波を除く他の無線局よりも優先的に、ホワイトスペースの高い周波数側から、特定ラジオマイク72チャンネルの同一場所での同時運用が確保されること。      3. 特定ラジオマイクの当該72チャンネルは、同一の機器にて運用が可能な環境が整うこと。      以上の条件を満たすため放送波との調整が必要な場合は、特定ラジオマイクの文化的な役割を十分に配慮した処置が行われること。</p> <p>先般提案された、「ホワイトスペース利用システムの共用方針(案)」では、ホワイトスペースの有効利用として、特定ラジオマイクのほか、エリア放送型システム、センサーネットワーク及び災害向け通信システムとの共用が検討されております。特定ラジオマイクユーザーとして、共用するシステム間の優先順位は評価致します。制度面に於いて、エリア放送型システムの制度整備が先行した場合、周波数移行となる優先されるべき特定ラジオマイクへの周波数帯割り当てと運用などに不利益が生じない様に強く要望致します。運用面に於いて、運用機関が運用調整するのに必要な全国の放送局などの分布データベースの構築を要望致します。周波数移行後の特定ラジオマイク機器の安定運用の為、新機器のテスト運用などの新旧機器での併用期間の設置など、ユーザーの必要とする条件を十分考慮する様要望致します。</p> <p style="text-align: center;">【東宝株式会社】</p>	<p>本共用方針(案)を支持する御意見として承ります。</p> <p>なお、特定ラジオマイクの具体的な技術的条件や共用条件は、今後、情報通信審議会等において検討されるものと考えます。</p> <p>また、共用を実現するために運用調整を行う場合のその具体的な方法につきましては、今後設置される「ホワイトスペース利用作業班(仮称)」において検討する予定です。</p>
17	<p>総務省が提示した「ホワイトスペース利用システムの共用方針(案)」について賛成致します。</p> <p>本方針案に示されているホワイトスペース活用の方向性について、周波数の有効利用に向けた取り組みの一つとして、重要と考えます。私ども自動車メーカーにおいても、安心・安全、快適な交通社会の実現に向け、電波を活用したITSシステムの開発検討に取り組んでおりますが、将来的にホワイトスペースの活用検討が進む事で、周波数の有効活用の可能性は拡がり、自動車の安全性、利便性の向上も期待できます。今後、その実現に資するための研究開発が推進されていくことは、我が国の新たな産業創出、国際競争力向上のためにも重要であると考えております。</p> <p style="text-align: center;">【トヨタ自動車株式会社】</p>	<p>本共用方針(案)を支持する御意見として承ります。</p>

18	<p>特定ラジオマイクについて、現運用状態からの帯域移行ということに鑑み、割り当ての優先順位など、本方針(案)で配慮されている点について、高く評価いたします。ホワイトスペース帯域への移行により、特定ラジオマイクの利用活性化や利便性向上につながるよう、全国的に利用される特性を考慮され、いずれのエリアでも同一機器での運用が可能となること、より高い周波数帯(地上テレビ放送を除く)からチャンネルが確保されること、等さらなる検討を進めることを強く要望します。</p> <p>ホワイトスペースの効率的な利用を現実のものとするためには、本方針に基づいた制度設計によるところが大であると考えます。とくに特定ラジオマイクについては技術的な課題や補償についての問題、利用可能な周波数帯域の把握をはじめとする移行諸条件の明示などの課題が多数ありますが、参考資料に示されたような先行した諸外国の事例も参考にしつつ、現行ユーザーにも納得できる制度となることを望みます。</p> <p style="text-align: center;">【社団法人日本芸能実演家団体協議会】</p>	<p>本共用方針(案)を支持する御意見として承ります。</p> <p>なお、特定ラジオマイクの具体的な技術的条件や共用条件は、今後、情報通信審議会等において検討されるものと考えます。</p> <p>また、共用を実現するために運用調整を行う場合のその具体的な方法につきましては、今後設置される「ホワイトスペース利用作業班(仮称)」において検討する予定です。</p>
19	<p>我々4者(NPO法人ミヤンマー総合研究所、多摩大学、(株)イグナイトジャパン、モバイルコア(株))のチームは「ホワイトスペース特区」公募に応募し、同特区として選定されました。提案内容は、UHF帯の電波伝搬特性を生かし、双方向通信に活用するものであり、利用目的として、高度防災・災害(減災)対策通信ネットワークとしての活用、デジタルディバイドの解消への貢献、及び新興国への技術輸出をめざし、新規設立の事業会社『WICKS(株)』によるサービス提供を計画しています。</p> <p>今回の当意見公募に当たり、特に考慮すべきと考える事項は以下の通りです。</p> <p>テレビホワイトスペースの活用に関し、規制緩和のもとに自由競争によるビジネス発展を促す考え方がある一方、日本に於いては、一定の規制のもと、自然災害発生時に通信手段として活用する等の公共的利用を目的とする妥当性と必要性があると考えます。従って、共用検討ワーキンググループにおかれましては、地上テレビジョン放送、特定ラジオマイク及びエリア放送型システム、センサーネットワーク、災害向け通信システム等における割り当て上の優先順位を今一度ご検討いただきたく思います。</p> <p>私どもの観点からしますと、一番望ましい割り当て上の優先順位は、</p> <p>(1)平時に於いては、</p> <p>1. 地上テレビジョン放送、2. その他の業務、</p> <p>(2)緊急時に於いては、</p> <p>1. 地上テレビジョン放送、2. 災害向け通信システム、3. その他の業務</p> <p>とし、その時の状況に応じ、優先順位を動的に切り替えられる制度及び仕組みを構築することと考えます。そのような仕組みの実装のためには、周到な実証実験が必要であり、また、実用化の促進と適用環境の整備が必要となります。</p> <p>指摘事項</p> <p>災害発生時には、画像を中心とした地上テレビジョン放送も必要ですが、安否確認等の為の双方向データ通信も重要であると考えます。運用調整につきましては、特に緊急性の高い災害時に於ける迅速な対応を可能にする為、現状の管理方法にとらわれず、ホワイトスペース全般に渡り管制できる仕組みにすべきと考えます。免許制度については、従来通りの申請・免許の手順を必要とするものであるべきと考えます。我々は、山梨県に於ける実証実験に於いて、上記論点に加え、スーパーWi-Fiの有用性の実証及び活用、既存データ通信網のオフロード、セキュリティー(認証、外部脅威対策)を含めた実施計画・実施事項を策定しております。</p> <p style="text-align: center;">【モバイルコア株式会社】</p>	<p>特定ラジオマイクについては、現在利用されている800MHz帯について、「ワイヤレスブロードバンド実現のための周波数検討ワーキンググループとりまとめ」(平成22年11月30日)において、移動通信システムの利用拡大等に対応するため、ホワイトスペース又は1.2GHz帯に移行することを検討することとされています。また、これを実現するための周波数移行は、平成23年5月26日に成立し、同年8月31日に施行された電波法の一部を改正する法律(平成23年法律第60号)により改正された電波法(昭和25年法律第131号)に基づき、既存システムの周波数移行費用を移行後の利用者である携帯電話事業者が負担することにより実施することとされています(平成22年度電波の利用状況調査の評価結果(平成23年7月)及び周波数再編アクションプラン(平成23年9月))。</p> <p>このため、特定ラジオマイクをホワイトスペースで運用する場合には、ホワイトスペースが現行の特定ラジオマイクの周波数の移行先となるため、円滑な周波数移行を確保する観点から、現行の運用形態や利便性を確保することが必要であり、ホワイトスペースの導入により新たに利用が可能となる他のホワイトスペース利用システムより優先して取り扱うことが適当であると考えます。なお、米国、英国においても要免許のラジオマイクは他のホワイトスペース利用システムよりも優先的な取り扱いがされているところです。</p> <p>災害時の利用に在り方については、運用調整の方法等、あらかじめ関係者間で議論しておくことが妥当と考えます。</p> <p>なお、ホワイトスペースを利用するシステムは、混信防止を担保でき、技術的、実務的に可能な範囲内でできる限り運用時間、周波数等の調整を行いホワイトスペースを有効に活用することが望ましいと考えます。運用調整を行う場合のその具体的な方法について、今後設置される「ホワイトスペース利用作業班(仮称)」において検討する予定です。</p>

20	<p>このたびの本共用方針(案)が、ホワイトスペースの有効活用に向けて、既存システムとの混信防止や地域ニーズに応じた柔軟な運用、災害時の円滑な情報配信等につなげていくことを目的として策定されることに賛同いたします。その上で、以下意見いたします。</p> <p>本市では、総務省のユビキタスタウン構想推進事業として採択された「平和記念公園およびその周辺地域におけるモバイル情報サービス」(広島P2ウォーカー)を平成22年度から実施しています。そのサービスの1つとしてエリアワンセグ放送による情報提供を行っており、こうした既に実施しているサービスがこの度のホワイトスペース共用技術基準への対応が必要な場合には、既に実験局として許可を受け、継続的に電波を放射し、混信等の問題も発生していない案件については、現システムの更新時期まで猶予する等技術基準へ対応するための経過処置が必要と考えます。また、制度化に伴い新たに発生する費用負担に係る財政措置についてご配慮いただくようお願いします。</p> <p>さらに、地上テレビジョン放送に影響を与えていないことを前提にし、現状のサービスエリアが縮小しないよう、合わせてご配慮いただくようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【広島市】</p>	<p>本共用方針(案)を支持する御意見として承ります。</p> <p>また、いただいた御意見につきましては総務省の免許・運用で配慮される事項と考えます。</p> <p>なお、ホワイトスペース利用システムが共用を実現するために運用調整を行う場合のその具体的な方法につきましては、今後設置される「ホワイトスペース利用作業班(仮称)」において検討する予定です。</p>
21	<p>意見①「エリア放送型システムの定義について」 意見対象箇所: 方針案P3～</p> <p>意見: 図2.1として記載がある「エリア放送型システムの利用イメージ」を拝見する限り、現時点で想定されている各種サービスの多くはIPDCにて実現可能であると考えておりますが、今回の方針案において、具体的な技術方式に関する記載がございません。</p> <p>つきましては、現在、エリア放送型システムで想定されている各種サービスの実現にあたり、IPDCの利用が許容されるか否か、ご確認させて頂きたくお願い申し上げます。また、現時点でIPDCの利用が考慮されていないようでしたら、IPDCを具体的な技術方式の一つとして許容頂けますよう、ホワイトスペース推進会議における方針検討の中でお取り計らい頂きたく、併せて宜しく申し上げます。</p> <p>意見②「今後の検討スケジュールについて」 意見対象箇所: 同P17</p> <p>意見: 平成23年11月29日に公開された情報通信審議会・放送システム委員会報告書案にて定義される「第2段階」とは、17頁において想定されるスケジュールのいつに該当するのかご教示頂きたくお願い申し上げます。</p> <p>同報告書案にて定義される「第2段階」に該当する要求条件の多くは、IPDCの導入により容易に満たされるものであるが、その「第2段階」を速やかに実現することで、ホワイトスペースにおけるエリア放送型システムのビジネスモデルの多様化が大いに図られるものと期待されるところであります。</p> <p>意見③「その他」 意見対象箇所: 同P12他</p> <p>意見: 地上デジタル放送とエリア放送型システム間の共用条件については放送システム委員会にて混信保護基準が検討されている一方、その他システム間との共用条件等については引き続き様々な議論がなされるものと存じます。</p> <p>つきましては、現状、共用条件等が必ずしも確定されていない部分も残されており、優先順序については、必ずしも現時点のものを最終形とせず、今後の議論の余地を残しておくことが有効ではないかと存じます。</p> <p style="text-align: right;">【IPDCフォーラム】</p>	<p>本共用方針(案)は、ホワイトスペースを共用するための方向性をまとめたものであり、個別システムの具体的な技術的条件等に係る意見①及び②につきましては本件意見募集の対象外です。</p> <p>なお、意見③に対する考え方は以下のとおりです。</p> <p>特定ラジオマイクについては、現在利用されている800MHz帯について、「ワイヤレスブロードバンド実現のための周波数検討ワーキンググループとりまとめ」(平成22年11月30日)において、移動通信システムの利用拡大等に対応するため、ホワイトスペース又は1.2GHz帯に移行することを検討することとされています。また、これを実現するための周波数移行は、平成23年5月26日に成立し、同年8月31日に施行された電波法の一部を改正する法律(平成23年法律第60号)により改正された電波法(昭和25年法律第131号)に基づき、既存システムの周波数移行費用を移行後の利用者である携帯電話事業者が負担することにより実施することとされています(平成22年度電波の利用状況調査の評価結果(平成23年7月)及び周波数再編アクションプラン(平成23年9月))。</p> <p>このため、特定ラジオマイクをホワイトスペースで運用する場合には、ホワイトスペースが現行の特定ラジオマイクの周波数の移行先となるため、円滑な周波数移行を確保する観点から、現行の運用形態や利便性を確保することが必要であり、ホワイトスペースの導入により新たに利用が可能となる他のホワイトスペース利用システムより優先して取り扱うことが適当であると考えます。なお、米国、英国においても要免許のラジオマイクは他のホワイトスペース利用システムよりも優先的な取り扱いがされているところではあります。</p> <p>また、御意見のありましたエリア放送型システムにつきましては、ホワイトスペース推進会議において数多くの実証実験の提案があり、その実現を望む声があることも認識しています。エリア放送型システムを含むホワイトスペース利用システムの導入が可能な限り実現できるよう、ホワイトスペースを利用するシステムは、混信防止を担保でき、技術的、実務的に可能な範囲内でできる限り運用時間、周波数等の調整を行いホワイトスペースを有効に活用することが望ましく、その具体的な方法については、今後設置される「ホワイトスペース利用作業班(仮称)」において検討する予定です。</p>

<p>22</p>	<p>ホワイトスペース利用システムの早期実現と将来発展を図る上で、共用方針の検討は意義のあることと考える。 共用方針(案)の内容について、以下の通り考える。</p> <p>共用方針(案)3. 共用のための方策 (2) 共用のために必要となる運用調整の仕組みについて 各システム間で共用が可能かどうかを判断するためには共用の技術的条件が明確になっている必要がある。</p> <p>現時点で、地上デジタル放送とエリア放送型システムについては情報通信審議会一部答申(案)で混信保護基準が検討されているが、地上デジタル放送と特定ラジオマイクの共用条件及び特定ラジオマイクとエリア放送型システムとの共用条件については未検討である。 技術的条件の検討後、改めて共用方針を策定することが適当と考える。</p> <p>全体として、 すでに一次業務との共用条件(案)が示されているエリア型放送システムの実現推進の妨げにならないように適切な対応を期待する。</p>	<p>本共用方針(案)を支持する御意見として承ります。</p> <p>特定ラジオマイクについては、現在利用されている800MHz帯について、「ワイヤレスブロードバンド実現のための周波数検討ワーキンググループとりまとめ」(平成22年11月30日)において、移動通信システムの利用拡大等に対応するため、ホワイトスペース又は1.2GHz帯に移行することを検討することとされています。また、これを実現するための周波数移行は、平成23年5月26日に成立し、同年8月31日に施行された電波法の一部を改正する法律(平成23年法律第60号)により改正された電波法(昭和25年法律第131号)に基づき、既存システムの周波数移行費用を移行後の利用者である携帯電話事業者が負担することにより実施することとされています(平成22年度電波の利用状況調査の評価結果(平成23年7月)及び周波数再編アクションプラン(平成23年9月))。</p> <p>このため、特定ラジオマイクをホワイトスペースで運用する場合には、ホワイトスペースが現行の特定ラジオマイクの周波数の移行先となるため、円滑な周波数移行を確保する観点から、現行の運用形態や利便性を確保することが必要であり、ホワイトスペースの導入により新たに利用が可能となる他のホワイトスペース利用システムより優先して取り扱うことが適当であると考えます。なお、米国、英国においても要免許のラジオマイクは他のホワイトスペース利用システムよりも優先的な取り扱いがされているところです。</p> <p>また、御意見のありましたエリア放送型システムにつきましては、ホワイトスペース推進会議において数多くの実証実験の提案があり、その実現を望む声があることも認識しています。エリア放送型システムを含むホワイトスペース利用システムの導入が可能な限り実現できるよう、ホワイトスペースを利用するシステムは、混信防止を担保でき、技術的、実務的に可能な範囲内で行える限り運用時間、周波数等の調整を行いホワイトスペースを有効に活用することが望ましく、その具体的な方法については、今後設置される「ホワイトスペース利用作業班(仮称)」において検討する予定です。</p>
<p>【エリアワンセグシステム開発委員会】</p>		

<p>23</p>	<p>・ ホワイトスペース推進会議において共用方針を検討し、ホワイトスペース利用制度の早期実現を図ることとは意義のあることと考える。</p> <p>・ また、地上デジタルテレビジョン放送を一次業務とすることは妥当と考える。</p> <p>・ しかし、地上デジタルテレビジョン放送やエリア放送型システムとの共用条件について未検討であり1.2GHz帯に一次業務として移行先を有する特定ラジオマイクのホワイトスペース利用を、エリア放送型システム等その他のシステムのホワイトスペース利用より優先することを現時点で方針とすることは妥当ではないと考える。</p> <p style="text-align: right;">【YRP研究開発推進協会】</p>	<p>本共用方針(案)を支持する御意見として承ります。</p> <p>特定ラジオマイクについては、現在利用されている800MHz帯について、「ワイヤレスブロードバンド実現のための周波数検討ワーキンググループとりまとめ」(平成22年11月30日)において、移動通信システムの利用拡大等に対応するため、ホワイトスペース又は1.2GHz帯に移行することを検討することとされています。また、これを実現するための周波数移行は、平成23年5月26日に成立し、同年8月31日に施行された電波法の一部を改正する法律(平成23年法律第60号)により改正された電波法(昭和25年法律第131号)に基づき、既存システムの周波数移行費用を移行後の利用者である携帯電話事業者が負担することにより実施することとされています(平成22年度電波の利用状況調査の評価結果(平成23年7月)及び周波数再編アクションプラン(平成23年9月))。</p> <p>このため、特定ラジオマイクをホワイトスペースで運用する場合には、ホワイトスペースが現行の特定ラジオマイクの周波数の移行先となるため、円滑な周波数移行を確保する観点から、現行の運用形態や利便性を確保することが必要であり、ホワイトスペースの導入により新たに利用が可能となる他のホワイトスペース利用システムより優先して取り扱うことが適当であると考えます。なお、米国、英国においても要免許のラジオマイクは他のホワイトスペース利用システムよりも優先的な取り扱いがされているところです。</p> <p>また、御意見のありましたエリア放送型システムにつきましては、ホワイトスペース推進会議において数多くの実証実験の提案があり、その実現を望む声があることも認識しています。エリア放送型システムを含むホワイトスペース利用システムの導入が可能な限り実現できるよう、ホワイトスペースを利用するシステムは、混信防止を担保でき、技術的、実務的に可能な範囲内でできる限り運用時間、周波数等の調整を行いホワイトスペースを有効に活用することが望ましく、その具体的な方法については、今後設置される「ホワイトスペース利用作業班(仮称)」において検討する予定です。</p>
<p>24</p>	<p>研究機関であるトヨタIT開発センターでは、車の安全、円滑な交通流を実現し、さらには車の利便性の向上や快適で省エネルギーな社会への貢献をすることを目指し、車と通信の融合技術の研究や、ホワイトスペース利用による車車間通信技術の研究を行っており、後者の実現性を確認するとともに、後者利用技術は前者の実現に寄与することを見込んでいます。</p> <p>安全で省エネルギーな交通社会を実現するために、共用方針案の対象システム「センサーネットワーク、災害向け通信システム等」を拡大し、車も積極的に利用できるような検討を加えていただければ、研究開発が加速され、我が国の車社会の発展に限らず、国際競争力強化にもつながることが期待できると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社トヨタIT開発センター】</p>	<p>本共用方針(案)を支持する御意見として承ります。</p>

25	<p>本件についてですが、空港・駅については大変公共性が高く、現在羽田空港では、公益的サービス内容で実験放送中ですが、この状況で放送を中断することは公共的スペースなので困難となっております。羽田空港は24時間365日運用ですので、放送もそのように行っております。</p> <p>また、最近「災害等の被災後において」は既設エリアワンセグ設備など利用して、空港・駅など人の多く集まる場所での滞留者他に情報提供できるといわれておりますので、その検討も始めております。</p> <p>羽田エリアワンセグサービスが法制度に移行する時に、空港利用者(航空旅客だけで今年度予想年間国内線57,179千人国際線7,055千人計64,234千人/その他見送り出迎え見学等々空港利用者がおります)に対して、急なチャンネル変更、電波停止など、劣後するようなことは、空港ではお客様の安全が第一ですのでお避け願えれば幸甚です。</p> <p style="text-align: right;">【日本空港ビルディング株式会社】</p>	<p>御指摘のような問題が生じることを防ぐため、共用を実現するために運用調整を行う場合のその具体的な方法につきましては、今後設置される「ホワイトスペース利用作業班(仮称)」において検討する予定です。</p>
26	<p>世界的なリーディングオーディオメーカーであるShure Incorporatedは、特定ラジオマイクの運用の移行については1.2GHz帯ではなくUHF-TVホワイトスペースを採用することを進言いたします。さらにShureはホワイトスペース利用機器の運用はアメリカ合衆国で採用されているものと同様のレギュレーション、すなわちUHFとVHF帯で技術的および運用的なルールを条件として機器の運用が認められることやTVとワイヤレスマイクロホンのジオロケーションデータベースを活用した運用、加えて免許登録による担保措置の検討と採用を提案いたします。</p> <p style="text-align: right;">【Shure Incorporated】</p>	<p>本共用方針(案)を支持する御意見として承ります。</p> <p>なお、特定ラジオマイクの具体的な技術的条件や共用条件は、今後、情報通信審議会等において検討されるものと考えます。</p> <p>また、共用を実現するために運用調整を行う場合のその具体的な方法につきましては、今後設置される「ホワイトスペース利用作業班(仮称)」において検討する予定です。</p>
27	<p>神奈川県芸術劇場は、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ホワイトスペースにおける共用方針(案)の中での優先順位(①地上テレビ②特定ラジオマイク③その他)に賛成します。</li> <li>2. 運用面、性能面を考慮してホワイトスペース(470~710MHz)の高い周波数から現在認められている周波数帯域を確保し認可して行くべきだと考えます。</li> <li>3. デジタル方式の安定運用問題が解消されるまでアナログ・デジタル併用の継続を希望します。</li> </ol> <p style="text-align: right;">【神奈川県芸術劇場】</p>	<p>本共用方針(案)を支持する御意見として承ります。</p> <p>なお、特定ラジオマイクの具体的な技術的条件や共用条件は、今後、情報通信審議会等において検討されるものと考えます。</p> <p>また、共用を実現するために運用調整を行う場合のその具体的な方法につきましては、今後設置される「ホワイトスペース利用作業班(仮称)」において検討する予定です。</p>